

使事検（再確認・再検査）によって検出された設工認変更が必要な項目について

1. はじめに

「分析設備関連 施工に関する調査状況についての報告書」（MSR-22-006 R1 2022年4月26日）において、信頼性の確認の意味で使事検を再確認・再検査することとしている。

この再確認・再検査を実施する中で、設工認の記載を変更すべき項目が見出されたため、本資料においてその結果を整理した。

これらの設工認申請書の変更にあたっては技術基準適合性の評価を実施し、影響がないことを確認した。

2. 使事検（再確認・再検査）での抽出事例について

上述の通り、使事検（再確認・再検査）において抽出された設工認申請書を変更すべき項目を設備について別紙 1-1 に示す。番号は登録順となっている。

それぞれの項目は設工認への影響により以下の4つに分類した。

変更区分を変更すべきもの

仕様表の変更内容の記載の改造内容を変更すべきもの

機器図等図面を変更すべきもの

その他関連箇所

3. 設工認の変更について（新旧比較）

変更すべき項目毎に、変更箇所を新旧比較表で別資料に示す。

4. 技術基準への適合性

全ての変更すべき項目について技術基準への適合性を設計番号毎に確認した。その結果を設備について別紙 1-1 に示す。

変更内容の記載の変更として、一部に仕様の変更を伴うものがある。これらについては技術基準への適合性を確認する必要がある。別紙 1-1 に適合性の確認結果をあわせて示す。

いずれも今回の変更により、技術基準への適合性に問題ないことを確認した。

以上

使事検(再確認・再検査)によって検出された  
設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能 番号	回数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表 (変更内容他)	図面	その他関連個 所	技術基準の適合性
1	アンカー位置	94	6次	表イ設-37	ロータリーキルン	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造	転換	アンカープラン(H-H断面)について、2本アンカーと3本アンカーの配置が逆の記載であった。	機器図のアンカー配置図を修正する(3本アンカー、2本アンカーを逆にする)。	-	-	6次 P.2753	-	耐震評価は現物と整合したあるべき姿で実施しており、設工認機器図のみが誤記であり、耐震、耐竜巻評価上の影響はない。
2	アンカーボルト サイズ	108	5次	表イ設-11	UO2バックアップ フィルタ	UO2バックアップフィルタ(1) UO2バックアップフィルタ(2)	改造	転換	UO2バックアップフィルタ(1)(2)のアンカーボルト全数(4本×2系統・8本)(既設)について、使事検の結果、ボルトサイズが□ではなく、□ネジであった。	仕様表、機器図のアンカーサイズを□に修正する。	-	仕様表 5次 P.66 追仕様表 6次 P.617 7次 P.196	5次 P.405	-	設工認申請よりも太いアンカーを用いているが、強度が増加する方向であり耐震、耐竜巻評価上の影響はない。
3	遮熱板の材料	117	6次	表イ設-40	大型混合装置	大型混合装置	改造	転換	遮熱板(既設)材質を□と書くべきものを□と記載していた。また、一部の遮熱板に□が使用されていた。	材料一覧、機器図を□にする。また、追加工事として、□を□に交換する。□から□への改造は補修としてのパネルの更新の位置づけと考え、「変更内容」へは追記しない。	-	材料一覧 6次 P.493	6次 P.2770	-	火災評価条件から逸脱しない変更及び評価条件に合わせる改造であり影響はない。
4	容器ホルダの 板厚	122	6次	表イ設-44	回転混合機(金属容器 粉末)混合)	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造	転換	容器ホルダ(既設)について、厚さ□(制限値:厚さ□以上)と記載しているが現物(既設)の厚みは□であり、設工認と不整合となっている。	仕様表の記載、機器図の寸法を厚さ□から一般に流通している厚さ□に修正する。制限値(厚さ□以上)は変更しない。追加工事として、容器ホルダーを上記仕様のとおり改造する。	-	仕様表 6次 P.292 追仕様表 7次 P.296	6次 P.2779	6次 P.4690 7次 P.2547	設工認の落下防止評価条件と整合させるために追加工事として計画を変更するものであり、技術基準への影響はない。
5	遮熱板の形状	122	6次	表イ設-44	回転混合機(金属容器 粉末)混合)	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造	転換	遮熱板形状について、他設備との干渉を考慮した切り欠きが機器図に未反映であった。また、火災影響評価図の必要距離に切り欠きの影響が考慮されていない。	機器図を切り欠きありに修正する。また、遮熱板の切り欠きを考慮し、オイルパンのみ(遮熱板なし)として火災影響評価を実施する。	-	-	6次 P.2780 6次 P.2944	火災説明書 6次 P.5663 6次 P.5668	遮熱板がなかったとした場合の必要距離の範囲内に防護すべき設備はなく火災影響評価上問題ない。
6	寸法	137	6次	表イ設-55	バックアップフィルタ (粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	改造	転換	設工認上は横幅について□と記載されているのに対し、検査をしたところ□であった(既設)。	仕様表、機器図の寸法を□から□に修正する。	-	仕様表 6次 P.314 追仕様表 7次 P.318	6次 P.2800	-	仕様表、機器図の記載の見直しであり、寸法の変化はわずかであり、耐震評価上無視しうるものであることから、影響はない。
7	寸法	709	6次	表ト設-液2	洗浄液受槽	廃液処理設備(1) 洗浄液受槽	改造	転換	設工認上は蓋厚みを含めない寸法として□と記載されているのに対し、検査をしたところ□(蓋厚みを含めた寸法が□)であった(既設)。	機器図の寸法位置を蓋を含めた寸法□に修正する。	-	-	6次 P.3795	-	寸法の引き出し位置を明確にするための機器図の記載の見直しであり、耐震評価上の影響はない。
8	アンカーボルト サイズ	725	6次	表ト設-液10	廃液貯槽(ウラン回収 (第1系列)系統)	廃液処理設備(1) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	改造	転換	・アンカーボルト(既設) □に対し、現物は□未満であった ・耐竜巻計算書には□金属拡張アンカーの許容値が記載されていた。	アンカーボルトの追設置位置の制約を考慮し、サイズアップして□アンカーを4本追設する。その旨、申請書の記載を変更する。また、仕様表に耐震補強する旨追記する。  耐竜巻計算書の記載値を□接着系アンカーの許容値に修正する。	-	仕様表 6次 P.1928 追仕様表 7次 P.1528	6次 P.3808	耐竜巻計算書 6次 P.5889	設工認申請よりもサイズの小さな□あと施工金属拡張アンカーボルト相当とみなして耐震評価したとしても問題ないことは確認している。今回、規格を満足する□あと施工接着系アンカーボルトによる補強をするため、問題ない。
9	ユニット図の 記載	317	6次	表ハ設-30	フードボックス(3)	フードボックス(3)	変更なし	成形	フードボックス(3)のユニット寸法図で、正面図と側面図でユニットの位置(高さ)が異なる。正面図がフレーム上に位置しているがフレーム下が正しい。	ユニット寸法図の正面図のユニット位置を修正する。	-	-	6次 P.4120	-	正面図の作図誤記で、ユニット寸法、ユニット座標は正しい値のため、技術基準への影響はない。
10	保管容器の員 数	545	7次	表ヘ設-12	保管容器(劣化・ 天然ウラン用)	保管容器(1)	変更なし	成形	仕様表に記載の員数の誤記。仕様表に15基と記載しているが25基が正しい。	仕様表の保管容器(1)の員数を25基に修正する。	-	7次 P.938 7次 P.939	-	-	劣化・天然ウラン専用容器のため臨界評価の対象外であること、貯蔵量管理は劣化・天然ウラン倉庫全体で保安規定による管理のため、容器員数の修正による技術基準への影響はない。



使事検（再確認・再検査）によって検出された  
設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能 番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表 (変更内容他)	図面	その他関連個 所	技術基準の適合性
11	貯蔵棚の員数	558	7次	追表へ設-38	仕上りペレット貯蔵棚	仕上りペレット貯蔵棚（前期型） 仕上りペレット貯蔵棚（後期型）	改造	成形	追仕様表に記載の員数の誤記。(2)前期型110基→88基、(3)後期型26基→48基（6次軽微変更の追仕様表への未反映）	(2)前期型110基→88基、(3)後期型26基→48基に追仕様表の員数を修正する。	-	7次 P.1115	-	-	追仕様表の員数の誤記のため、技術基準への影響はない。
12	寸法	259	7次	表イ設-7	洗浄残渣沈殿槽	洗浄残渣沈殿槽(1)	改造	環保	洗浄残渣沈殿槽(1)の槽高さ寸法が設工認上は[ ]にと記載されているのに対して、使事検で[ ](施工図寸法[ ])であったことが判明した。但し、機器図は施工図に合わせて[ ]と記載する(既設)。	仕様表、機器図(代表図)の槽高さ寸法を[ ]から施工図寸法の[ ]に修正する。	-	7次 P.158	7次 P.1889	-	仕様表、機器図の記載の見直しであり、耐震評価モデルには影響しない。
13	アンカーボルト サイズ	791	7次	表ト設-固3	フラッシュチャンパ	フラッシュチャンパ	改造	環保	フラッシュチャンパのアンカーボルトサイズが設工認上はM20と記載されているのに対して、使事検で、[ ]であったことが判明した(既設)。	機器図(代表図)のボルト記載を[ ]から[ ]に修正する。	-	-	7次 P.2024	7次 P.3298	機器図の記載の見直しであり、設工認申請よりもサイズの小さな[ ]と施工金属拡張アンカーボルト相当で耐震評価し影響はないことを確認した(耐震重要度3類)。
14	アンカーボルト 材料	792	6次	表ト設-固2	集塵機	集塵機	改造	環保	集塵機のアンカーボルトの材質が設工認では[ ]と記載されているのに対し、[ ]と[ ]のアンカーボルトが据付られている。	材料表に[ ]を追記する。	-	6次(材料表) P.1991	-	-	材料一覧にアンカー材質を記載するものであり、[ ]と[ ]同じ許容値を採用して評価しているため、材質の変更による技術基準への影響はない(耐震重要度3類)。
15	アンカーボルト サイズ	799	7次	表ト設-固8	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	改造	環保	高性能エアフィルタ用廃棄物プレスのアンカーボルトサイズが設工認上は[ ]と記載されているのに対し、使事検で[ ]であったことが判明した(既設)。	仕様表、機器図(代表図)のボルト記載を[ ]から[ ]に修正する。	-	7次 P.1369	7次 P.2033	7次 P.3210 7次 P.3299	機器図、仕様表の記載の見直しであり、当該設備は、耐震第2類およびF3竜巻の評価対象であるが、ボルトサイズが大きくなるため安全側となる。
16	アンカーボルト サイズ 取付ボルト サイズ	801	7次	表ト設-固9	破碎機	破碎機	改造	環保	以下破碎機の既設アンカーボルト、取付ボルトのサイズが設工認の記載値と検査結果が相違した(既設)。  設工認[ ]→検査[ ] ドラム缶フード部： 設工認[ ]→検査[ ] 破碎機架台： 設工認[ ]→検査[ ]	仕様表、機器図(代表図)のアンカーボルト、取付ボルト記載をそれぞれ修正する。	-	7次 P.1371	7次 P.2041	7次 P.3210 7次 P.3299	機器図、仕様表の記載の見直しであり、当該設備の内、破碎機フードボックス架台は耐震第2類およびF3竜巻の評価対象であるが、ボルトサイズが大きくなること、また本数が増加することから評価は安全側となる。
17	アンカーボルト サイズ	808	7次	表ト設-固14	分別・解体フード	分別・解体フード	改造	環保	分別・解体フードのアンカーボルトサイズが設工認上は[ ]と記載されているのに対して、使事検で、[ ]であったことが判明した(既設)。	機器図(代表図)のボルト記載を[ ]から[ ]に修正する。	-	-	7次 P.2054	7次 P.3299	機器図の記載の見直しであり、当該設備は、耐震第耐震第3類およびF3竜巻の対象設備であるが、ボルトサイズが大きくなるため評価は安全側となる。
18	寸法	813	7次	表ト設-固18	乾燥機	乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	変更なし 改造	環保	乾燥機(1)の奥行寸法が設工認上は[ ]と記載されているのに対し、使事検の結果、[ ]であったことが判明した(既設)。	仕様表、機器図(代表図)の奥行寸法を[ ]から[ ]に修正する。	-	7次 P.1389	7次 P.2059	-	仕様表、機器図の記載の見直しであり、当該設備は、耐震第耐震第3類およびF3竜巻の対象設備であるが、機器の寸法が小さくなるため評価は安全側となる。
19	寸法	814	7次	表ト設-固19	プラスト装置	プラスト装置(1)(2)	改造 改造	環保	以下機器の寸法が設工認の記載値と検査結果が相違した(既設)。  i4:寸法(外寸) 設計値 サイクロン(1)高さ:[ ] → [ ] 集塵機(1)高さ:[ ] → [ ] プラスト装置(2)高さ:[ ] → [ ] 集塵機(2)奥行:[ ] → [ ]	仕様表、機器図(代表図)の寸法記載をそれぞれ修正する。	-	7次 P.1391	7次 P.2062 7次 P.2063	-	仕様表、機器図寸法の変更であり、当該設備は、耐震耐震第3類の対象設備であるが、高さが高くなるため再評価を実施したが耐震・竜巻に影響のない事を確認した。なお、本設備は重心が低いために耐震に影響はなく、寸法の変更による技術基準への影響はない。

使事検（再確認・再検査）によって検出された  
設工認変更が必要な項目について【設備】

下線部は商業機密情報

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表 (変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性
20	寸法	817	7次	表ト設-固22	切断機	切断機(1)	変更なし 改造	環境	切断機の高さ寸法が設工認上は[ ]と記載されているのに対して、使事検で[ ]であったことが判明した。また、奥行寸法が設工認では[ ]と記載されているのに対して、使事検では[ ]であったことが判明した(既設)。	仕様表、機器図の高さ寸法を[ ]から[ ]に、奥行寸法を[ ]から[ ]に変更する。	-	7次 P.1397	7次 P.2066	-	仕様表、機器図の記載の見直しであり、当該設備は、耐震第3類の対象設備である。設備の重心が低いために耐震に影響はなく、奥行寸法の変更による技術基準への影響はない。
21	高性能エアフィルタの材料	611	6次	表ト設-気7	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(1)	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	改造	気廃	材料一覧のフィルタに実際に使用していない[ ]と[ ]が記載されている。	材料一覧のフィルタから[ ]と[ ]を削除する。	-	6次 P.1951	-	-	使用していない材料記載の削除であり、技術基準への影響はない。
22	高性能エアフィルタの材料	611	6次	表ト設-気9	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(3)	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	改造	気廃	材料一覧のフィルタに実際に使用していない[ ]と[ ]が記載されている。	材料一覧のフィルタから[ ]と[ ]を削除する。	-	6次 P.1952	-	-	使用していない材料記載の削除であり、技術基準への影響はない。
23	配管分岐位置	618	5次	表ト設-1	気体廃棄設備(1)スクラバ(蒸発・加水分解系統)	気体廃棄設備(1)スクラバ(蒸発・加水分解系統)	改造	気廃(転換)	スクラバ系統図について、廃液処理設備(1)への接続配管分岐位置が相違していた(既設)。	スクラバ系統図について、分岐位置を正しく修正する。	-	-	5次 P.460	-	系統図誤記の修正であり、技術基準への影響はない。
24	系統図上の不要な弁の記載	631	6次	表ト設-気19	気体廃棄設備(1)アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)	気体廃棄設備(1)アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)	改造	気廃(転換)	スクラバ系統図について、現物よりも多く弁を記載していた(既設)。	スクラバ系統図について、不要な弁を削除する。	-	-	6次 P.3615	-	系統図誤記の修正であり、技術基準への影響はない。
25	寸法記号	641	6次	表ト設-気26	気体廃棄設備(2)給気ファン(1)	気体廃棄設備(2)給気ファン(ペレット加工室給気系統(1))	改造	気廃	図ト設-気3(1/4)-3「給気ファン(AH型複数ユニット)」において、機器図に記載している寸法記号WとLを逆に記載した。	機器図ト設-気3(1/4)-3の寸法記号WとLを修正する。	-	-	6次 P.3765	-	機器図の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、技術基準への影響はない。
26	寸法記号	654	6次	表ト設-気42	気体廃棄設備(3)給気ファン(1)	気体廃棄設備(3)給気ファン(燃料棒溶接室給気系統)	変更なし	気廃	図ト設-気3(1/4)-3「給気ファン(AH型複数ユニット)」において、機器図に記載している寸法記号WとLを逆に記載した。	機器図ト設-気3(1/4)-3の寸法記号WとLを修正する。	-	-	6次 P.3765	-	機器図の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、技術基準への影響はない。
27	寸法記号	654	6次	表ト設-気43	気体廃棄設備(3)給気ファン(2)	気体廃棄設備(3)給気ファン(ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) 気体廃棄設備(3)給気ファン(ペレット加工室給気系統(2)) 気体廃棄設備(3)給気ファン(ペレット貯蔵室給気系統)	変更なし	気廃	図ト設-気3(1/4)-3「給気ファン(AH型複数ユニット)」において、機器図に記載している寸法記号WとLを逆に記載した。	機器図ト設-気3(1/4)-3の寸法記号WとLを修正する。	-	-	6次 P.3765	-	機器図の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、技術基準への影響はない。
28	寸法記号	694	6次	表ト設-気74	気体廃棄設備(6)空調機給気ファン	気体廃棄設備(6)空調機給気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給気系統) 気体廃棄設備(6)空調機給気ファン(廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室給気系統)	変更なし	気廃	図ト設-気3(1/4)-3「給気ファン(AH型複数ユニット)」において、機器図に記載している寸法記号WとLを逆に記載した。	機器図ト設-気3(1/4)-3の寸法記号WとLを修正する。	-	-	6次 P.3765	-	機器図の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、技術基準への影響はない。